

## 随意契約理由書

工事名：阪南港海岸 岸和田地区 岸和田水門緩衝装置補修工事

今回工事を実施する岸和田水門は、高潮・津波から府民の生命・財産を守る重要な役割を担う防災施設であり、高潮・津波時に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

本水門は、トラベリングローラーゲートという形式であり、システムを構成する主要な機器として扉体、走行桁、走行台車、そして本工事の対象となる緩衝装置があり、複雑で特殊な開閉機構を有しています。

今回対象の緩衝装置は閉鎖時の水門を、海上を浮遊する障害物等から保護するために必要不可欠な設備であり、当該施設用に設計、製作されたものです。

本工事を実施するには、本水門の緩衝装置の特殊な構造や操作を熟知しており、またこれまでに発生した当該設備の不具合状況を熟知した上で、チェーンの取替及び取替後に必要なウェイトの適切な選定・設置、リミット装置の再設定、チェーン案内管内の整備等、システム全体の試運転調整に対応できる知識及び技術を有していることが必要です。

以上の事由から、当該水門の緩衝装置を設計、製作、据付し、また、同設備の補修工事及び点検整備を実施してきた日立造船株式会社以外に本工事を遂行できるものがないため、同社より見積りを徴収することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものであります。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、当該水門の緩衝装置を設計、製作、据付し、また、同設備の補修工事及び点検整備を実施してきた日立造船株式会社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。